

ドーピング検査について

日本卓球協会ドーピングコントロール委員会

委員長 松尾 史朗

本年度も全日本社会人卓球選手権大会において、ドーピング検査が行われます。参加する選手全てが対象となりますので、以下の文章を十分お読みの上、お間違いがないようにご対応下さい。事前の準備不足、不注意によるドーピング検査陽性でも、規則に則り処罰されますので、十分ご理解いただきたく思います。

1. ドーピングとは何か？

ドーピングとは競技能力を高めるために薬物などを使用することで、ルールで禁止されています。興奮剤、麻薬性鎮痛剤、男性ホルモン、利尿剤など世界アンチ・ドーピング機構が定める禁止薬物リストに掲載された薬物の使用や方法がドーピングにあたります。

2. ドーピング検査の方法

ドーピング検査は、検査対象に選ばれた選手の尿を採取し、これを検査施設で分析することにより行われます。競技会場で選手に求められるのは、試合終了直後に尿を採っていただくことだけです。但し、検査を拒否することは出来ません。拒否をした場合には、陽性として処罰されます。

3. 是非注意していただきたいこと

(1) 大会参加前に届け出が必要です。

禁止薬物(世界アンチ・ドーピング機構禁止薬物リストに掲載されている薬剤)を治療上どうしても使用しなくてはならない場合には、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)に事前申請を行う必要があります。

* 申請が必要な薬の例

ステロイドホルモンを含む飲み薬、注射(関節痛の注射など)、吸入薬(喘息の薬)。

喘息吸入薬(-刺激剤)

使える薬が限られています。日本卓球協会にご確認ください。

糖尿病治療のためのインシュリン注射

この他、世界アンチ・ドーピング機構禁止薬物リストに掲載されている薬剤を治療上どうしても使用しなくてはならない場合

* 申告書は、現在、受診中の医療機関の担当医師に書いてもらい、大会21日前までに日本アンチ・ドーピング機構に提出する必要があります。余裕を持ってご対応下さい。書式は、日本アンチ・ドーピング機構(<http://www.anti-doping.or.jp>)ホームページをご覧ください。

* 不明な点については日本卓球協会にお問い合わせください。

- (2) 治療のため医師から処方される薬でも、内服が禁止されているものがあります
病気で薬を常用している選手は、かかりつけの医師に禁止薬物でないかどうかを確認して下さい。確認出来ない場合には、日本卓球協会に書面にてお問い合わせ下さい(ファックス：書式1の形式でお問い合わせ下さい)。
- (3) 外国製サプリメントには、禁止薬物が含まれている場合があります
日本アンチ・ドープ機構の推奨マークの付いている国産品は問題ありませんが、外国製品については十分に成分を確認して下さい。尚、その成分が禁止成分を含むか否かについては、卓球協会では確認出来ません。最終的には自己責任のもと使用するということとなりますので、十分にご注意下さい。
- (4) 風邪薬、胃薬などの市販薬に注意、特に漢方薬に注意
大会1週間前迄の使用は問題ありません。それ以降の使用は、検査陽性となる場合があります。禁止薬物を含まない薬を使用して下さい。
特に漢方薬は成分が不明であることが多く、使用は好ましくありません。

以上